福県医発第685号（地）
令和２年６月２日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払いについて（再周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少し資金繰りに苦慮する医療機関が増加していることに対応し、（独）福祉医療機構等から融資が実施されるまでの間の資金繰り対策として、６月下旬に、４月診療分の診療報酬が支払われる際に、加えて５月診療分の診療報酬の一部を概算前払いが実施される旨、令和２年５月29日付け福県医発第645号(地)にてご連絡申し上げたところです。

希望される医療機関の申請は、**郵送で６月５日必着（支払基金はオンライン申請も可）**と締め切りが迫っていることから、改めてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関する申請書様式等につきましては、社会保険診療報酬支払基金ホームページ（URL：https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html）及び福岡県国民健康保険団体連合会ホームページ（URL：http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/?page_id=5983）に掲載されておりますことを申し添えます。

（保 87）

令和２年６月２日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公 印 省 略）

資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払いについて（再周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少し資金繰りに苦慮する医療機関が増加していることに対応し、（独）福祉医療機構等から融資が実施されるまでの間の資金繰り対策として、６月下旬に、４月診療分の診療報酬が支払われる際に、加えて５月診療分の診療報酬の一部を概算前払いが実施される旨、５月２７日付け（保 80）にてご連絡申し上げたところでございます。

希望される医療機関の申請は郵送で６月５日必着（支払基金はオンライン申請も可）と締め切りが迫っておりますことから、改めてご連絡申し上げます。

都道府県医師会におかれましては、可能な範囲で貴会会員に再周知いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）
１．厚生労働省リーフレット
　融資を利用する保険医療機関等の経営者の皆様へ
　「５月診療分　診療報酬等の一部概算前払のご案内」
２．医療機関等の資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払い概要

融資を利用する保険医療機関等の経営者の皆様へ

厚生労働省

５月診療分 診療報酬等の一部概算前払のご案内

新型コロナウイルス感染症により収入が減少し、
（独）福祉医療機構等からの融資が必要となっている保険医療機関等については、
融資が実施されるまでの資金繰り対策として、６月下旬の支払時に、
「５月診療分　診療報酬等の概算前払」 が利用できます！

１．制度概要

○　６月５日までに申請を行った保険医療機関等(※１)については、特例的に**６月下旬に、４月診療分診療報酬等(※２)の支払に加えて、５月診療分診療報酬等を概算前払**します。

(※１)保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護ステーション（※２）診療報酬・調剤報酬・訪問看護療養費

○　概算前払の額は**令和元年12月～令和２年２月診療分(※３)の平均診療報酬等支払額から４月診療分の診療報酬等支払額を減じた額に10/8**を乗じた額となります。（千円未満の端数は切り捨て。）　（※３）令和２年２月～令和２年４月支払分

○　概算前払された診療報酬等(※４)については、**７月下旬に支払われる５月診療分診療報酬等の支払時に減額調整(※５)**されます。なお、減額調整しきれない場合は不足分をお支払いただきます。

（例）12月～２月診療分の平均診療報酬支払額が1,000万円、
４・５月診療分診療報酬支払額が800万円の場合

◆６月支払分 ： 800万円　＋（1,000万円－800万円）×　10/8　＝　**1,050万円**
◆７月支払分 ： 800万円　－　250万円　＝　**550万円**

（※４）前払分については債権債務関係が発生するため、会計処理上も通常の診療報酬等とは区別してください。
（※５）融資決定が遅れた場合などについては、減額調整の猶予申請をしていただくことも可能です。前払を受けた支払基金・国保連にご相談ください。

２．利用の流れ

① 所定の様式(※６)を用いて、**社会保険診療報酬支払基金**及び**国民健康保険団体連合会**に**それぞれ**提出。（社会保険診療報酬支払基金はオンライン申請も可。）
（※６）社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会のHPを参照してください。
（締切は６月５日（金）、郵送の場合は必着）

↓

② **６月中旬**に、概算前払額決定通知書の送付。

↓

③ **６月22日まで**に、**５月診療分診療報酬等の概算前払を実施。**

↓

④ **７月下旬**に、概算前払金額が減額調整された診療報酬等の支払。

３．問い合わせ先

※具体的な概算前払額については、裏面Q4をご参照ください。

社会保険診療報酬支払基金本部
概算前払事務局
電話：０３－３５９３－８１８０
URL：https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html

国民健康保険団体連合会
※各都道府県国民健康保険団体連合会の連絡先は
国民健康保険中央会のHPに記載しています。
URL：https://www.kokuho.or.jp/medical/gaisan.html

（裏面に続く）

４．Q&A

○　概算前払の申請について

Ｑ１　福祉医療機構に融資を申請しないと、診療報酬等の概算前払の申請は出来ませんか？

Ａ１　福祉医療機構への融資の申請を概算前払の要件とはしていません。しかしながら、本概算前払の措置は、保険医療機関等が資金繰り対策として申請する融資の審査及び入金が完了するまでの、短期的なつなぎとしての資金繰り対策という位置づけです。このため、原則として７月の診療報酬等の支払時に、一括して概算前払金額は減額調整されますので、融資等により中長期にわたる資金繰り対策を講じていただきますようお願いします。

Ｑ２　支払基金と国保連のそれぞれに申請する必要がありますか？

Ａ２　支払基金と国保連の両方から概算前払を希望する場合は、両方に申請が必要となります。通常の診療報酬等の請求と同様に、それぞれ別々に申請手続をお願いします。

Ｑ３　最近開設され、令和元年12月から令和２年２月までの診療実績がない保険医療機関等も概算前払を利用することはできますか？

Ａ３　ご指摘の保険医療機関等も概算前払を利用していただくことが可能です。令和元年12月診療分から令和２年２月診療分のうち、診療報酬等支払額がゼロ円の月が１月でもある保険医療機関等については、令和２年４月診療分の診療報酬等支払額の25%を概算前払額とします。

○　概算前払の金額と時期について

Ｑ４　資金繰りに万一があっては困るため、確実を期すために、事前に概算前払額を確認することはできますか？

Ａ４　概算前払額は、支払基金及び国保連で計算し、６月中旬に、支払基金及び国保連より郵送で概算前払額決定通知書を送付いたします。本リーフレットの表面の計算方式に基づいて、金額を確定いたしますが、通知書到着前の確認が必要な場合には、保険医療機関等で前払額の計算をお願いします。

Ｑ５　概算前払額は、具体的にはいつ支払われますか？

Ａ５　遅くとも６月22日までには、５月診療分診療報酬等の概算前払が行われます。支払基金については、通常の６月支払分と併せて一括で支払が行われます（６月22日を予定）。国保連については、通常の６月支払分と分けて行われる可能性があります。

○　概算前払された診療報酬等分の減額調整について

Ｑ６　減算調整は、必ず、７月の診療報酬等支払時に行われるのでしょうか？また、７月の診療報酬等で減額調整しきれない場合、不足分についても、必ず、７月中に支払わなければなりませんか？

Ａ６　７月の診療報酬等支払時までに融資が実行されず、７月中に全額の減額調整又は不足分の支払が難しい場合は、６月12日から７月１日まで（郵送は必着）の間に、支払基金及び国保連に減額調整の猶予申請を行ってください。猶予申請のあった医療機関等については、７月支払時には減額調整は行わず、８月支払時から減額調整を開始します。

Ｑ７　猶予申請を行った場合、減額調整はどのように行われますか？

Ａ７　猶予申請のあった保険医療機関等については、８月の診療報酬等支払時から減額調整を行います。12月支払時までの最大５か月にわたって、分割して減額調整をすることも可能です。この場合には、支払基金及び国保連において、調整計画を作成します。なお、本概算前払の性質に鑑み、融資等の資金繰り対策状況をお知らせいただくとともに、所要額の融資が実行された際には、調整計画にかかわらず、一括で減額調整を行う又は一括でお支払いいただくこととなります。

医療機関等の資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払い

令和2年度第二次補正予算案：35億円（利子等）

○　福祉医療機構等の融資が実施されるまでの間の対策として、本来７月に支払われる５月診療分の診療報酬等の一部を６月に受け取ることを希望する医療機関等（薬局・訪問看護ステーションを含む）に対して、概算前払いを実施する。

○　概算前払い額は、令和２年４月診療分（６月支払分）の額と令和元年12月～令和２年２月診療分の３か月平均額との差額に８分の10を乗じた額とする。

○　７月の診療報酬等の支払時には、６月に前払いした分を減額する（減額できない場合は医療機関等から審査支払機関に一括納付）。ただし、融資の遅れなどにより７月の診療報酬等の減額が困難な医療機関等に対しては、猶予の相談に応じる。

※ 申請受付開始：５月27日（水）、申請締切：６月５日（金）（必着）、前払い分の支払い：６月22日（月）

支払額の例

【前提条件】

令和元年12月～令和２年２月診療分の **３か月平均診療報酬支払額：20億円**

令和２年 **４月診療分**の診療報酬支払額：**16億円**、令和２年 **５月診療分**の診療報酬支払額：**16億円**

【本スキームによる支払額】

● **６月支払分**

$$\underbrace{16\text{億円}}_{\text{4月診療分の診療報酬支払額}} + \overbrace{\left(\underbrace{20\text{億円}}_{\text{3ヶ月平均の診療報酬支払額}} - \underbrace{16\text{億円}}_{\text{4月診療分の診療報酬支払額}}\right) \times 10/8\ (※)}^{5\text{億円}} = 21\text{億円}$$

（※）資金繰り対策を手厚くする観点

● **７月支払分**

16億円　－　5億円　＝　11億円